

東温市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 東温市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 28 年 11 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	重信処理区:平成17年3月28日(12年) 川内処理区:平成13年3月29日(16年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適 平成32年4月1日(一部適用予定)
処理区域内人口密度	重信処理区:40.6人/ha 川内処理区:35.6人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	2処理区(重信処理区・川内処理区)		
処 理 場 数	2処理場(重信浄化センター・川内浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	実施実績なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本料金 400円/月(基本水量なし) 従量料金6段階(累進度2.7)				
業務用使用料体系の 概要・考え方	業務用使用料体系の設定なし				
その他の使用料体系の 概要・考え方	その他使用料体系の設定なし				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,655円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,979円
	平成26年度	2,730円		平成26年度	3,183円
	平成27年度	2,730円		平成27年度	3,218円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	9名 損益勘定職員:6名(課長1名、課長補佐1名、係長1名、係員3名) 資本勘定職員:3名(課長補佐1名、係長1名、係員1名)
事業運営組織	

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場・マンホールポンプ等の運転管理業務を民間委託 (2処理区)
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	下水汚泥については、再資源化施設で処分するための処分費が発生しており、収入にはなっていません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

汚水処理原価は、類似団体平均を下回っています。今後も効率的な処理を行い、汚水処理原価の適正化を図っていきます。
経費回収率は、平成25年度以降100%前後と良好な数値となっており、今後もこの状況を維持していくことが重要と考えます。

2. 経営の基本方針

本市の公共下水道事業は、公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図ることを目的に、平成7年度に事業着手し、平成27年度末には、面積整備率64.5%（対全体計画）、人口普及率60.8%、事業費進捗率72.2%となっています。現在は、DID地区を含む市街化区域を中心に計画的に整備を進めています。

下水道事業は、快適な市民生活のために必要不可欠なものであり、今後も安定したサービスを提供し続ける必要があることから、以下の2点を基本方針として取り組んでいきます。

① 未普及地域解消の推進

・厳しい財政状況などを勘案し、コスト削減、整備区域、整備手法をはじめ、整備計画全般について逐次再検討しながら、事業を計画的、効率的に推進します。

・整備区域を、「重点整備区域」と「整備再検討区域」に分類し、整備の優先度に反映させます。

② 下水道事業の健全経営

・定期的な使用料の見直しを行い、使用料の適正化を図ります。

・企業会計に移行し、経営状況の見える化を行います。

・滞納整理、未接続対策を計画的に実施します。

3. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

平成26、27年度に行った事業計画の見直しにおいて、汚水量原単位見直し及び人口減少予測により、処理施設の増設を行わない方針としました。これにより約48億円の支出を抑制する結果となりました。

整備予定区域においては、平成33年度までの整備を目標とする「重点整備区域」と、平成33年度以降に整備について検討を行う「整備再検討区域」とに区分し、効率的な投資を行う計画を作成しました。

また、供用開始20年を目処に点検・調査を行い、更新計画を策定し、計画的な更新を行なう予定です。

② 収支計画のうち財源についての説明

使用料収入については、将来予測される有収水量を基に収納額を予測しています。

受益者負担金については、歳入の前年度に供用開始となる世帯数を推計し、過去の実績を基に一括納付者と分割納付者とを按分し、収納額を予測しています。

国庫補助金及び起債額については、今後10年間における管渠整備の計画を基に歳入額を予測しています。なお、今後10年間、処理場施設の増設・更新の予定はないため、歳入額の予測は管渠工事のみでの予測としています。

一般会計からの繰入金に関しては、平成25年度より基準外繰入金が発生していないこと、維持管理費において基準外繰入金の原因となる多額の経費が必要となる計画もないことから、基準外繰入金の発生は見込んでいません。

なお、今後10年間における財源の内訳は

・下水道使用料	34.3%
・受益者負担金	2.0%
・国庫補助金	10.5%
・起債	22.4%
・繰入金	30.8%

となっています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与費については職員数が9名体制となった平成27年度以降の額を基に推計しました。

動力費・薬品費については、将来予測される有収水量を基に必要な経費を算定しました。

修繕費については、予防修繕を計画的に行うことにより、突発的な経費の発生を抑えているため、実績ベースにより計上しています。

委託料については、一括委託などを既に行っているため、今後更なる削減は困難であると考え、実績ベースにより計上しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	行政境周辺(重信処理区)の効率的な整備の研究を始めました。「松山圏域連携中枢構想」
投資の平準化に関する事項	実施事業の「社会資本整備総合交付金」において、事業費の平準化を図っています。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	処理場及び管渠は供用開始から15年程度であり、老朽度が低いため、更新に伴う改築・更新における民間資金・ノウハウの活用に対する検討は行っていません。処理場管理においては、管渠整備が完了する時点で、民間委託を行うかどうかの検討を行う予定としています。
その他の取組	事業計画区域を「重点整備区域」と「整備再検討区域」に分類し、その内の「重点整備区域」を計画的に整備することとしています。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	本市では、4年毎に使用料の見直しのための検討委員会を設置しています。今後も、定期的な見直しを行い適正な財源確保に努めて参ります。なお、平成32年度に予定している地方公営企業法の適用により使用料対象経費のうち資本費の考え方が変更となるため、今後は法適化を見据えた使用料単価の見直しを行う必要があります。
資産活用による収入増加の取組について	活用できる資産がないため、検討を行っていません。
その他の取組	滞納整理については、債権管理室と連携し、悪質な滞納者に対しては差し押さえ等の措置を検討します。 未接続対策については、既に行っている各戸訪問を強化・継続し、接続の勧奨を行います。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在は管渠整備の途中段階であり、流量も安定していないため、整備がある程度完了し、維持管理が事業の主体となった段階で民間活力を活用する方法を検討する予定です。
職員給与費に関する事項	職員の給与水準は、地方公務員法の給与の決定原則に基づき、人事院勧告等国及び県の動向を踏まえるとともに、他地方公共団体の均衡を考慮し、条例で定め決定し、給与の適正化に努めています。
動力費に関する事項	機器の運転方法に工夫を行い、電気料金の削減に努めていますが、施設の更新時には、動力費が削減できる機器整備を検討する必要があると考えています。
薬品費に関する事項	薬品費については、農業集落排水事業においても同一の薬品を使用することから、一括購入を行うことで購入単価を下げる努力を行っています。
修繕費に関する事項	予防修繕を計画的に行い、突発的に発生する事故や故障を未然に防ぎ、施設の延命化を図ることにより、維持管理費の総額を低減する努力を行っています。
委託費に関する事項	施設整備の契約を全庁一括で行う、また可能な限り長期継続契約にて行うなど、委託費の削減に努めています。
その他の取組	該当なし。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	平成32年度に地方公営企業法の適用により、官庁会計から企業会計へ会計の手法が変更されるのに併せて、事後検証及び更新を行う予定としています。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見 込)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37		
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	1 総 収 益 (A)	616,572	635,494	709,924	700,539	711,369	721,165	716,427	726,201	751,501	766,440	775,740	789,093		
		(1) 営 業 収 益 (B)	(1) 営 業 収 益 (B)	359,957	374,900	371,477	386,309	395,155	406,060	417,770	430,470	439,012	444,194	448,828	453,013	
			ア 料 金 収 入	359,477	374,351	371,477	386,309	395,155	406,060	417,770	430,470	439,012	444,194	448,828	453,013	
			イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	480	549												
		(2) 営 業 外 収 益	(2) 営 業 外 収 益	256,615	260,594	338,447	314,230	316,214	315,105	298,657	295,731	312,489	322,246	326,912	336,080	
			ア 他 会 計 繰 入 金	243,938	249,545	320,947	306,630	308,514	307,305	290,857	287,931	304,989	314,946	320,412	329,380	
	イ そ の 他		12,677	11,049	17,500	7,600	7,700	7,800	7,800	7,800	7,500	7,300	6,500	6,700		
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	2 総 費 用 (D)	360,570	366,604	411,221	365,927	370,791	376,676	366,352	369,828	385,540	386,127	386,469	386,565	
			(1) 営 業 費 用	(1) 営 業 費 用	220,215	230,515	275,020	258,464	260,747	263,454	251,151	253,748	271,212	273,204	275,111	276,942
				ア 職 員 給 与 費	35,766	36,200	41,509	41,500	41,500	41,500	41,500	41,500	41,500	41,500	41,500	41,500
				ウ ち 退 職 手 当	3,960	2,362	4,166	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
			イ そ の 他	184,449	194,315	233,511	216,964	219,247	221,954	209,651	212,248	229,712	231,704	233,611	235,442	
			(2) 営 業 外 費 用	(2) 営 業 外 費 用	140,355	136,089	136,201	107,463	110,044	113,222	115,201	116,080	114,328	112,923	111,358	109,623
ア 支 払 利 息				140,355	136,089	136,201	107,463	110,044	113,222	115,201	116,080	114,328	112,923	111,358	109,623	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息																
イ そ の 他																
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		256,002	268,890	298,703	334,612	340,578	344,489	350,075	356,373	365,961	380,313	389,271	402,528			
資 本 的 収 入		1 資 本 的 収 入 (F)	1 資 本 的 収 入 (F)	336,800	294,331	385,354	334,877	342,277	322,477	224,477	224,477	754,961	755,161	755,361	754,961	
			(1) 地 方 債	(1) 地 方 債	135,600	145,400	211,500	175,800	180,000	169,500	121,600	121,600	419,400	419,600	419,800	419,400
				ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
			(2) 他 会 計 補 助 金	41,258	45,117	46,597	33,329	42,458	50,180	30,752	28,905	114,910	111,301	108,380	104,031	
	(3) 他 会 計 借 入 金															
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金															
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		78,115	80,122	107,978	89,600	91,700	85,800	53,300	53,300	201,600	201,600	201,600	201,600		
	(6) 工 事 負 担 金	25,435	23,692	19,279	36,148	28,119	16,997	18,825	20,672	19,051	22,660	25,581	29,930			
	(7) そ の 他	56,392														
	2 資 本 的 支 出 (G)	2 資 本 的 支 出 (G)	592,802	562,489	684,789	669,489	682,855	666,966	574,552	580,850	1,120,922	1,135,474	1,144,632	1,157,489		
		(1) 建 設 改 良 費	(1) 建 設 改 良 費	287,271	237,723	340,834	289,200	296,700	277,000	179,000	179,000	709,184	709,184	709,184	709,184	
			ウ ち 職 員 給 与 費	32,506	24,304	24,783	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	305,531	324,766	343,955	380,289	386,155	389,966	395,552	401,850	411,738	426,290	435,448	448,305		
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																
(5) そ の 他																
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 256,002	△ 268,158	△ 299,435	△ 334,612	△ 340,578	△ 344,489	△ 350,075	△ 356,373	△ 365,961	△ 380,313	△ 389,271	△ 402,528			

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		732	△ 732									
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)			732									
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		732										
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)		732										
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	92.6	91.9	94.0	93.9	94.0	94.1	94.0	94.1	94.3	94.3	94.4	94.5
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	359,957	374,900	371,477	386,309	395,155	406,060	417,770	430,470	439,012	444,194	448,828	453,013
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	7,381,915	7,212,049	7,089,294	6,892,405	6,693,950	6,481,284	6,215,132	5,942,682	5,957,844	5,958,454	5,949,306	5,927,101

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
区 分												
収益的収支分	244,327	249,545	320,947	306,630	308,514	307,305	290,857	287,931	304,989	314,946	320,412	329,380
うち基準内繰入金	244,327	249,545	320,947	306,630	308,514	307,305	290,857	287,931	304,989	314,946	320,412	329,380
うち基準外繰入金												
資本的収支分	41,258	45,117	46,597	33,329	42,458	50,180	30,752	28,905	114,910	111,301	108,380	104,031
うち基準内繰入金	41,258	45,117	46,597	33,329	42,458	50,180	30,752	28,905	114,910	111,301	108,380	104,031
うち基準外繰入金												
合 計	285,585	294,662	367,544	339,959	350,972	357,485	321,609	316,836	419,899	426,247	428,792	433,411